

↳ 事業年度の変更

Q : 当社は、今年の2月に会社を設立した有限会社ですが、事業年度を何も考えずに6月としてしまったため、もう確定申告をしなければなりません。記帳の仕方も全然分かっていないので、何もしていない状態です。決算を先に延ばせませんか？

A : 決算までに定款を変更して、税務署に届出をすれば大丈夫です。

【解説】

法人の事業年度は、株主総会で事業年度を変更する決議をし、定款等の変更をすれば変更することができます(変更によって事業年度が1年を超える場合は、事業年度の初日から1年間を一事業年度とし、最後に1年未満の期間が生じたときはそれも一事業年度となります)。

事業年度を変更した場合には、その変更後の事業年度に基づいて所得計算をし、法人税等の申告をします。

ただし、変更等が完了する前に事業年度が終了した場合は、その終了した事業年度については変更が認められませんので、ご質問の場合でしたら、6月末までに定款等の変更手続きが終わればこの期から変更することができますが、変更手続きが6月を過ぎると、次の決算からの変更になりますので注意してください。

なお、事業年度を変更した場合は、書面でその旨を所轄税務署長に遅滞なく届け出なければなりません。

